

平成28年度

第7回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成28年10月28日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第7回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	7件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	10件
議案第7号	農用地利用配分計画（案）の意見について	1件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	42件
報告第5号	農地法第5条の規定による買受適格証明に係る 許可指令書の交付について(競売)	1件
報告第6号	農地法第5条の規定による許可申請の取下願について	1件
報告第7号	地目変更について	9件
報告第8号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	5件

<出席委員>（15名）

1 番	橋 本 泉	2 番	長谷部 衡 平
3 番	小 林 正 明	4 番	笠 川 泰 雄
6 番	鈴 木 武 夫（農地部会長）	8 番	猪 野 幹 夫
9 番	宮 崎 一 雄	10 番	蛭 田 浩 文
11 番	浅 尾 孝	12 番	大 塚 久（職務代理者）
13 番	竹 下 洋 一	14 番	長谷川 功
15 番	石 橋 幹 男	16 番	高 澤 義 信
17 番	小 川 隆 良		

<欠席委員>（2名）

5 番	武津岡 広 治	7 番	中 島 賢 治
-----	---------	-----	---------

<事務局説明員>

事務局長	朝 生 智 明	次 長	岡 本 茂 之
次長補佐	堀 明 徳	農業振興班長	小 川 剛
農地審査班長	福 島 悟	農地指導班	金 親 一 史

<農政部説明員>

農政課農地保全班長 中 村 健 一

議長
(鈴木武夫部会長)

開 会 (午後 1 時 0 0 分)

ただ今から平成 2 8 年度第 7 回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、1 7 名中、1 5 名出席ですので、会議は成立しております。

日程第 1 の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。4 番・「笠川 泰雄」委員、8 番・「猪野 幹夫」委員のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第 2 の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第 1 分科会副委員長、ご説明願います。

第 1 分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

ご説明いたします。

はじめに第 1 項です

お手元の資料の 1 - 1 をご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区高品町に在住の方が、同区同町及び中央区祐光在住の方々が所有する若葉区高品町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、馬鈴薯、タマネギ、ナガネギ、イチゴを予定しております。

次に、第 2 項です。

お手元の資料の 1 - 2 をご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区犢橋町に在住の方が東京都江戸川区に本店を置く法人が所有する稲毛区長沼原町の農地を経営規模を拡大するため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、エダマメ、落花生、さといもなどを予定しております。

次に、第 3 項です。本項は第 4 項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の 1 - 3 ~ 4 をご参照ください。

本案件は、権利者であります稲毛区長沼原町に在住の方が、第 3 項の神奈川県平塚市在住の方及び第 4 項の稲毛区長沼原町在住の方が所有する同区同町の農地を経営

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局

議長
(鈴木武夫部会長)

議場

規模を拡大するため、売買により取得するものです。
申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

第1分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。
説明は以上でございます。

議案第1号について事務局より補足説明願います。

第2項について、補足説明させていただきます。
第2項は地権者が運送業を営む法人となっております。経緯といたしましては、平成27年9月に駐車場及び資材置場用地として、法人が農地転用許可を受け取得しており、一部を転用許可どおりに駐車場及び資材置場としておりますが、一部申請地につきましては工事着手をせず、現在も現況は農地のままとなっております、その部分を今般農地として売却したいという申請となっております。
転用許可があった土地につきましては、許可目的どおりの土地利用が行われることが原則であり事務局でも、通常は進捗状況の確認と工事完了報告書の提出を指導しているところであります。
しかし、今回の申請につきましては、事業者の都合ということではありますが、本来、転用されるべき土地がむしろ農地として保全されるという結果につながっていることから、工事の進捗についての指導は行ってはおりません。
補足説明は以上でございます。

ただいまの、第1分科会副委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。

第1分科会副委員長、ご説明願います。

第1分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

ご説明いたします。

現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

お手元の資料の議案第2号を併せてご覧ください。
本案件は、貸駐車場用地とするものです。

申請土地は、東関東自動車道千葉北インターチェンジから北へ約850mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は事業所や農地が点在しております。

被害防除は、雨水を自然浸透で処理します。
周囲は、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
第1分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第3項については、小川隆良委員に関係する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議案に関係する委員は、議事に参与することができないとされておりますことから、まず第1項から第2項について審議、採決を行います。

それから、小川隆良委員には一旦退室をしていただき、第3項について審議、採決を行います。

それでは、第1項から第2項について、第1分科会副委員長、ご説明願います。

第1分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

ご説明いたします。

なお、第1項から第2項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です。本項は第2項との関連案件ですので、一括してご説明します。

お手元の資料の3-1～2をご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、花見川区役所から北へ 約800mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

現況は休耕地で、周辺は霊苑や農地が点在しております

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、既存のブロックにて、土砂の流出を防止します。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ただいまの、第1分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

議 場

——— 質問・意見等無し ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、第1項及び第2項は、許可と決定いたします。

次に、第3項について審議を行いますので、小川隆良委員、恐れ入りますが退室をお願いします。

小川隆良委員

——— 小川隆良委員 退室 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

それでは、第3項について、第1分科会副委員長、ご説明願います。

第1分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

ご説明いたします。

なお、第3項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

お手元の資料の3-3をご参照ください。

本案件は、保育所用地とするため、売買により取得するものです。

議 長
(鈴木武夫部会長)

事 務 局

申請土地は、京葉道路武石インターチェンジから北へ約800mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては汚水は污水管に接続します。雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲にブロック・フェンスを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

第1分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

第3項について事務局より補足説明願います。

第3項について補足説明させていただきます。

小川隆良委員に退席頂いておりますのは、小川委員が申請地の北側の農地の所有者であり、建物の農地への日照の影響の関係で話をしており、利害関係人となるためです。

建築物は平屋建ての建物で隣接農地より1.7mの距離を置いて建てる計画であり、建物の屋根の高さを更に下げることによって、小川委員より同意書が提出されております。

隣接農地への影響につきましては、分科会後に再度事務局より指導を行ったところ、十分配慮いたしますとの報告書の提出がなされております。事務局といたしましても、今後の状況を注視していきたいと思っております。

また、保育所送迎用の駐車場の確保につきましては、近隣への説明会を開催された中でもご意見があったということで、近隣の土地を借地又は購入することで対応を考えているとの回答がありました。

補足説明は、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会副委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本 泉委員

先ほど説明があったとおり第2種農地ということですが、けれども、図面を見る限り市街化区域に近いようなところで、宅地課等が指導を行っていると思いますが、昨今、保育所については、立地をする場合に近隣住民の方から反対がでると聞いています。

先ほど駐車場の話がありましたが、そのほか何か意見が出ているのかどうか、わかる範囲内で教えてください。

事務局

まず農業委員会関係としましては、隣接農地への被害防除というのがありますので、そのあたりの話を近隣の農家の方から、小川委員さんを含めてなのですが、配慮についてご意見があったと伺っております。周辺をブロックなどで囲っていただくとか、開園後も農地への被害が及ばないように配慮していただきたい、というような話を近隣農地所有者の方からいただいていると伺っております。農地法以外の部分につきましては、先ほどありました駐車場確保のお話ですとか、住民説明会を開催されているそうで、その中で、保護者の送迎や騒音といった話があったと伺っております。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、第3項は、許可と決定いたします。

それでは、事務局、小川隆良委員の入室をお願いします。

小川隆良委員

——— 小川隆良委員 入室 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

それでは、第4項から第9項について、第1分科会副委員長、ご説明願います。

第1分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

ご説明いたします。

なお、第4項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

お手元の資料の3-4をご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南へ 約900mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は畑で、周辺は農地と住宅が点在しております。

被害防除は、排水関係につきましては汚水は污水管に接続します。

雨水は浸透施設にて抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第5項です。

お手元の資料の3-5をご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、県立若松高等学校から 南東へ 約100mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枡にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第6項です。

お手元の資料の3-6をご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、贈与を受け取得するものです。

申請土地は、県立桜が丘特別支援学校から北へ約200mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地と判断しました。

被害防除は、排水は、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透枡にて流出抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第7項です。

お手元の資料の3-7をご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、市立若松中学校から 南東へ 約350mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水は、汚水は合併浄化槽より雨水管に接続し、雨水は浸透枡にて流出抑制後、雨水管に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

他法令は都市計画法が該当し、現在手続中です。

次に、第8項です。

お手元の資料の3-8をご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、市立誉田東小学校から東へ 約600mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、既存ブロックにて土砂の流出を防止します。

次に、第9項です。

お手元の資料の3-9をご参照ください。

本案件は、進入路用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、市立誉田東小学校から東へ 約600mに

議 長
(鈴木武夫部会長)

橋本 泉委員

事 務 局

議 長
(鈴木武夫部会長)

議 場

議 長
(鈴木武夫部会長)

位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから第２種農地と判断いたしました。

被害防除は、雨水を進入路に新設する側溝で処理します。

第１分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ただいまの、第１分科会副委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

３－５の若松町の案件ですが、これは図面を見ると、市街化区域に見えますが、市街化調整区域で間違いないのですか。

市街化調整区域です、市街化調整区域と指定される以前からこのような造成がある程度されていた地域であり、調整区域であっても住宅が建築できる地域です。

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第１分科会副委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

——— 挙手 ———

賛成全員でございますので、第４項から第９項までは、許可と決定いたします。

次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

第１分科会副委員長、ご説明願います。

第1分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

ご説明いたします。

本案件は、千葉東税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項は、宮崎 一雄委員、第2項は、浅川 政明委員、第3項及び第4項、第6項は、長谷部 衡平委員、第5項は、鈴木 武夫委員、第7項は、高澤 義信委員が、それぞれ現地調査を行いました。

その結果、すべて農業相続人自ら耕作の用に供していることを確認いたしました。

担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに提出されております。

第1分科会といたしましては、この内容で千葉東税務署へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会副委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等無し ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会副委員長の説明のとおり、この内容で千葉東税務署へ報告することについて、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第５号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

第１分科会副委員長、ご説明願います。

第１分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第１項です。農地基本台帳及び９月２７日の現地調査により、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であることを、花島 豊勇委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第１分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議 長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第１分科会副委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議 場

——— 質問・意見等無し ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第１分科会副委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議 場

——— 挙手 ———

議 長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第５号は、承認と決定いたします。

議 長
(鈴木武夫部会長)

次に、議案第 6 号「千葉市農用地利用集積計画（案）
の決定について」を上程いたします。

第 1 分科会副委員長、ご説明願います。

第 1 分科会副委員長
(竹下洋一副委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第 1 項から第 8 項までいずれも、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第 1 項及び第 2 項は、農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区幕張町在住の方の所有する同町の畑 3 筆、合計面積 3,575 m²に権利設定するもので、2 筆については引き続き賃借権、また、一筆については新規に使用貸借権にて借り上げ、同区武石町所在の農地所有適格法人に 2 筆を賃借権の継続、また、1 筆については新規に使用貸借権を設定するもので、設定期間はいずれも 3 年です。

第 3 項から第 8 項は、権利者が同一のため、一括してご説明します。千葉みらい農業協同組合が、東京都世田谷区在住の方、他 2 名の所有する若葉区野呂町の畑 3 筆、合計面積 5,252 m²を使用貸借にて借り上げ、中央区今井町在住の農家の方に引き続き使用貸借権を設定するもので、設定期間はいずれも 3 年です。

第 9 項は、花見川区畑町在住の農家の方が、同町在住の方の所有する、同町の畑 1 筆、面積 869 m²に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間は 3 年です。

第10項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が、農地中間管理事業の実施のため、緑区平川町在住の方の所有する同町の畑7筆、合計面積26,737㎡に賃借権を設定するもので、設定期間は15年です。

本項は、農地中間管理機構が作成する「農用地利用配分計画案」に登録された借受希望者に千葉県の認可を経て貸し付けられます。

第1項から第10項までの合面積36,433㎡です。

本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。

ただ今の第1分科会副委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会副委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。

次に、議案第7号「農用地利用配分計画（案）の意見について」を上程いたします

本案件は、部会委員全員による審議を経て意見を決定することが適当であることから、第1分科会では、事務局による議案説明を行い、意見決定は行っておりません。

また、本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、千葉市長の依頼により意見を申述するものです。

本日、説明員として、市農政部の方の出席をお願いしておりますので、入室をお願いします。

農政部

===農政部入室===

議案第7号議案について、ご説明いたします。

本案件は、議案第6号第10項でご審議いただきました千葉県園芸協会が中間管理権の取得を予定する農地を、近隣で営農中の経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長が農業委員会に対して農用地利用集積配分計画（案）について、意見を求めるものでございます。

農地中間管理事業では、中間管理機構に指定された千葉県園芸協会が、農地の貸し手と借り手の交渉等を経て、農地の貸し手から農地法第3条または農業経営基盤強化促進法による利用権により、中間管理権を取得します。

先ほどご審議いただきました議案第6号第10項の案件がこれにあたります。

併せて、機構から借り手への貸付けの手続きが行われます。

機構は、中間管理権を取得した農地を貸し付ける場合には、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項により、農用地利用配分計画（案）を作成し、県の認可を受ける必要があります。

この手続きにおいて、機構は、市に計画（案）の作成を求めることができ、市は、農業委員会に計画（案）について意見を求めることができる旨、同法第19条にお

いて規定されておりますことから、本案件は、この計画案について意見を求めるものです。

第1項は、緑区平川町の畑7筆、面積26,737㎡を市原市海士有木所在の法人に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から平成43年10月31日までの約15年となります。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第7号の説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ありがとうございました。
事務局から何かありますか？

事務局

農政部の説明の内、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項各号に規定する要件について、事務局として調査致しましたが、事務局としては特に問題ないと思われます。以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの農政部及び事務局の説明について、質問等ございましたらお願いします。

なお、本案件に係る意見につきましては、市農政部退室後、改めて、お伺いいたします。

小林正明委員

法人の主な生産品は何ですか。

農政部

水耕栽培による、リーフレタス、具体的にはブーケレタスという商品を作っております。

小林正明委員

ハウスですね。露地栽培では無いのですね。

農政部

施設野菜の水耕栽培です。

橋本泉委員	賃借期間についてですが、農地中間管理事業の場合、通常１０年の契約期間と理解しておりましたが、本案件については契約期間が１５年と説明がありましたが、なにをもって１５年と決まっているのでしょうか。
農 政 部	借り手の法人は、借りた後、国の事業を利用して施設の建設を計画しております。そのなかで融資等を受けるにあたり、１０年では短いということで貸し手と借り手双方で合意しまして１５年となりました。
橋本泉委員	私の地区でも農地中間管理事業を利用したのですが、１０年というのが長すぎるのではないかとということで５年にしていたところが２件ほどありますが、１５年というのはいわゆる資金融資を受けるためと説明を伺いましたけれども、これは土地の地権者は了承しているのでしょうか。
農 政 部	貸し手と借り手が合意の上で１５年という期間を設定しました。
小林正明委員	売り上げはどのくらいで、利益はどのくらいでしょうか。
農 政 部	１億５千２百万円です。
事 務 局	借り手法人から提出されている書類としましては、１億５千２百万円で農政部から回答した内容で間違いのないのですが、ただ内容が事業の実施状況ということで提出されておりまして、私どもの認識では売上高と認識しております。
小林正明委員	今回権利設定する２町６反だけの売上なら話なら分かるが、５２町歩の経営面積、設備の償却、従業員４３人という規模からすると考えられない。
事 務 局	従業員全員が正社員という訳で無く、正社員は１０分の１程度、あとはパートタイマー、期間的な臨時雇用でしてその部分を考慮するとだいたいそのくらいになるのかな、と思いますが事務局でもう一度確認しまして、次回の農地部会で報告するという事でよろしいでしょうか。

議長
(鈴木武夫部会長)

質問等無いようですので、ここで、市農政部の方の退室をお願いします。本日は、ご多忙のところありがとうございました。

農政部

===農政部退室===

議長
(鈴木武夫部会長)

それでは、引き続き、ただいまの農政部、事務局の説明及び質疑応答を踏まえ、千葉市に付すべき意見がありましたらお願いします。

議場

——— 意見なし ———

議長
(鈴木武夫部会長)

付すべき意見が無いようですので、お諮りします。
農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することとに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第8号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の20ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、3件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の21ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願について」は、1件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

事務局長専決により、許可取消指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 22 ページをご覧ください。

報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、議案書の 23 ページまでに 14 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 24 ページをご覧ください。

報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」は、議案書の 31 ページまでに 42 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 32 ページをご覧ください。

報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による買受適格証明に係る許可指令書の交付について（競売）」は、1 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

申請者及び申請内容が、本年 3 月開催の 27 年度第 13 回農地部会において、承認されました買受適格証明願と同一であると認められたため、落札者に対し平成 28 年 9 月 21 日付けで、許可指令書を交付いたしました。

続きまして、議案書の 33 ページをご覧ください。

報告第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の取下願について」は、1 件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

事務局長専決により、取下願を受理いたしました。

続きまして、議案書の 34 ページをご覧ください。

報告第 7 号「地目変更について」は、9 件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の 35 ページをご覧ください。

報告第 8 号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第 5 条）」は、5 件ございました。

内容につきましては、9 月の農地部会で審議されたもので、9 月 29 日に諮問し、10 月 3 日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指

議長
(鈴木武夫部会長)

議長

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局長

令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

ただいまの報告第1号から第8号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

——— 質問・意見等無し ———

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

続きまして、事務局より1点報告事項があります。

改正農業委員会法の主なポイントについて、今月の中旬に東日本ブロックの職員協議会があり、全国農業会議所からの伝達がありましたので報告いたします。

まず1ページから6ページですが、改正法の主だったポイントがまとめられています。

次に7ページです。通知文が載っていますが、新しい制度に移行するにあたり、農業委員の選出の基本的な考え方として、認定農業者が過半数を占めることであったり、2として女性・若者の任命について、募集の結果、十分な数の候補者が出なかった場合には、募集期間を延長し、個別の働きかけを行うなど工夫すること、3として推薦・募集期間について、1か月という期間が守られていない市町村があったが、必ず1か月は募集するように、ということが示されました。次に4として、以前にもご説明しました農業委員さん推進委員さんに能率給を導入することについてですが、現在のところ私どもでは予定しておりません。

次に9ページからは、農地利用最適化推進委員さんの業務内容ということで、みなさんにご説明してきたところでございます。

次に10ページですが、重点活動ということで、人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いを十分に進めていくということ、農地の出し手・受け手へのアプローチということ、それから遊休農地の発生防止、こういったことについて農地中間管理機構との連携を図ることが、推進委員の活動内容として再度示されたものであります。

次に11ページからですが、法律で定めることとされている農地利用最適化に関する指針についてです。私どもとしても来年度7月に新しい農業委員さんが着任しだい速やかに決めなければならないことになります。次のページに指針の参考例があります。こういった形で市としての取り組みの考え方をこういった形で先ず整理して公表していく。それから、下の方に表がありますが、遊休農地の解消目標を、現状、3年後、それからたとえば平成35年度という形でどのくらいずつ減らしていくかという目標をたてることになります。次のページにそのための方法等を記載することが示されています。次に大きな2番として、農地利用集積についての年次計画をたてて、それに向けてそれに向けて進めていくことと、次のページ以降にどうやってという、方法手法を示していくこととされています。

次に16ページですが、新規参入促進についてです。個人・法人の現状、3年後、例えば平成35年度のどれくらいの個人・法人が、どのくらい新規参集し、どのくらいの農地面積を取得するか、目標をたてるとともに公表していくことになります。

次に17ページから活動計画がありますが、こういったことを進めていくということを来年の秋には、新しい農業委員さんの元で決めて、それに向けて農業委員会が総力を挙げてやっていくということになります。指針につきましては、新しい農業委員さんが決まってからでは間に合いませんので、今年度から現在の農業委員さんと事務局でご相談していくこととなります。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの事務局からの報告について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

議長

——— 質問・意見等無し ———

議長
(鈴木武夫部会長)

質問、意見等無いようですので、以上をもちまして、平成28年度第7回農地部会を 閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午後14時00分)